

平成25年4月30日

補助金のあり方に関するガイドライン

函 館 市

平成25年4月

目 次

1	ガイドラインの策定にあたって	・・・・・・・・・・	1
2	現在の課題と見直しの方向性	・・・・・・・・・・	2
3	統一した基準による補助金の見直し	・・・・・・・・・・	3
4	第三者委員会の設置	・・・・・・・・・・	5
	補助金・交付金チェックシート	・・・・・・・・・・	別添

1 ガイドラインの策定にあたって

本市の財政は、平成9年度以降の予算ベースにおいて毎年多額の財源不足が生じており、今後も人口減少による市税や地方交付税等の減収に加え、少子高齢化による社会保障関係費の増加が見込まれ、厳しい状況は当面続くものと考えられる。一方で、多様化する市民ニーズなどに対応するため、行政の果たす役割はますます高まっている状況のなかで、財政を安定して運営していくためには、市民の協力を得ながら、これまで以上に大胆な行財政改革を進める必要がある。補助金についても聖域なく削減・廃止・統合などの総合的な整理を図っていく必要がある。

補助金は、行政を補完し、公共の福祉を増進させるうえで、有効な役割を果たすものであるが、一方で既得権化、恒常化しがちであり、また社会情勢の変遷に応じて、公益上の必要性や行政推進上の有効性が変化してきている。

このことから、団体の自立可能性や目的達成度のほか、補助効果などを多角的な視点で内部での見直しをするとともに包括外部監査や事業仕分けによる指摘を踏まえ、あわせて見直してきたところである。

しかし、さらなる行財政改革を進めるため、外部委員による補助金のあり方検討委員会を立ち上げ、補助金全体のあり方を協議・検討し、新たな視点による統一した基準やルールづくりなどの提言をいただいたところである。

補助金とは、その性質上、直接的な反対給付を伴わない給付金であって、その交付については、地方自治法第232条の2において、「公益上必要がある場合」に限られている。

本来、補助とは、行政の行う業務ではなく、あくまでも補助団体が自主的に実施する公益的な事業に対する行政からの財政的な支援であり、その財源は市民からいただいた貴重な税金である。

このことを踏まえ、限られた財源を有効に活用し、効果的・効率的かつ適正な執行がされるよう不断の見直しを進めるため、補助金のあり方検討委員会の提言を基に、ガイドラインを策定するものである。

2 現在の課題と見直しの方向性

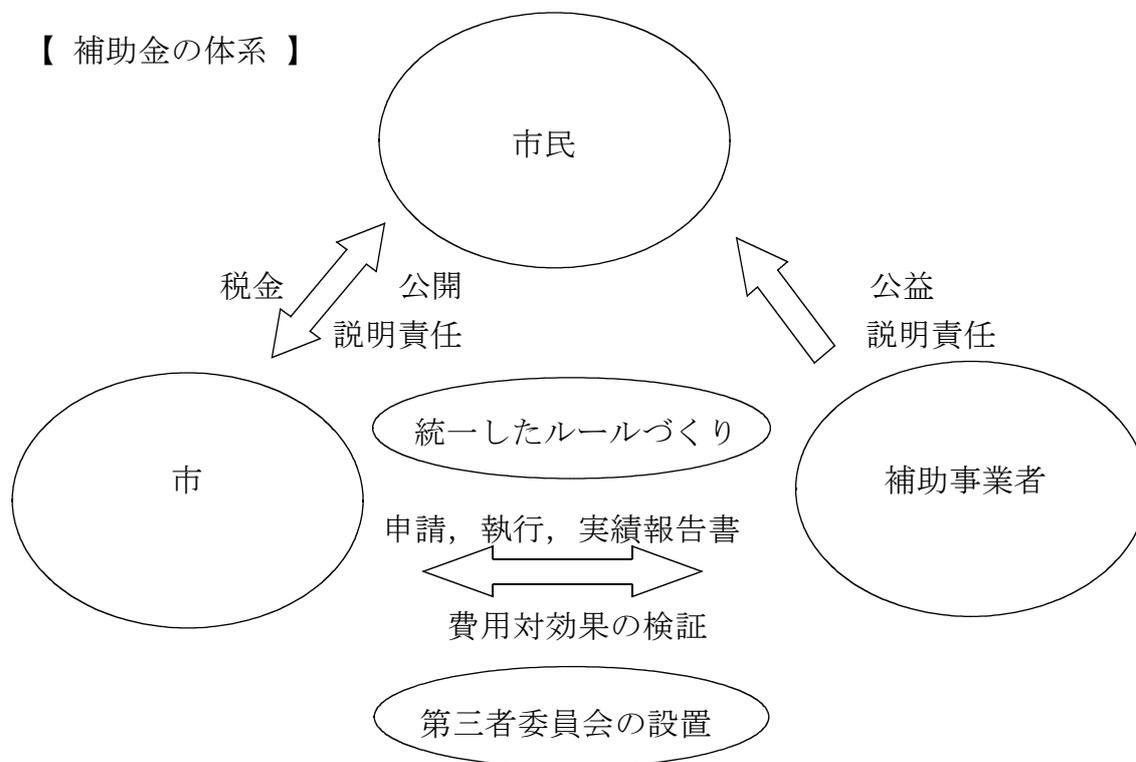
補助金については、予算編成時において、必要性や行政効果をあらゆる角度から検討し、経理状況等を調査のうえ、関係団体と協議しながら、積極的に終期の設定や段階的削減、類似する補助金の統合などの見直しを行ってきたところであり、また、新規の補助金については、最小限にとどめてきたところである。

しかしながら、補助金を支出すべき大前提である「公益性」の基準が明確でないほか、積算基準がないものなど、真に必要であるかの判断基準が統一されておらず、必ずしも公平・公正な補助金の支出とは言い難い状況である。

さらに、事業仕分けにおいて、市として補助事業の内容を十分に把握していない、補助事業の費用対効果の検証がされていないなどの指摘もあり、チェック機能が低下してきている状況が浮き彫りになる一方、補助事業者は、補助金への依存心を強め、自らの手で運営を行う姿勢が希薄になるケースもあるなど、既得権化している補助事業が多数見受けられる。

このような現状を打開するため、統一的な基準を設けるとともに、内部によるチェック体制を強化するほか、外部の視点で補助金をチェックする第三者委員会を設置し、補助金の適正な執行に努めていくものである。

【 補助金の体系 】



3 統一した基準による補助金の見直し

補助金の大半は、自由度の高い任意補助であり、その執行にあたっては、市民に対して費用対効果など十分な説明責任を果たすとともに、補助金に関する事務手続き、事業の目的・内容の公益性や補助対象を明確にしておくことが必要である。

しかしながら、団体運営補助金やイベント補助金においては、個別の要綱がないものもあるほか、積算基準などが明確でない状況であることから、原理原則を整理する必要がある。

また、社会情勢の変化等により、公益性が希薄化する補助金が生じており、厳しい財政状況下において、客観的な基準に基づき見直し、新たに必要となったものについては十分精査のうえ導入するといったバランスをしっかりと持って見直しを進めることが重要である。

このことから、統一した基準による補助金の見直しを図るため、補助金のあり方検討委員会の提言を基に、考え方を定めることとする。

(1) 見直しの基本的な視点

ア 補助の公益性

補助金の交付は、地方自治法第232条の2に規定する「公益上必要のある場合」に限られており、公益性が絶対条件であることから、補助事業の目的・内容は、明確な「公益性」が認められ、次の内容に合致しているか。

- ・ 市の総合計画に適合し、特定の者のみの利益に供するものではなく、広く市民生活の向上に貢献する事業で、積極的に推進すべきものか。
- ・ 市の総合計画に適合し、社会経済情勢や市民ニーズの変化に的確に対応しており緊急性が高まっている事業で、積極的に推進すべきものか。

イ 補助の必要性

補助事業を廃止したことによって、市民サービス・生活にどのような影響が考えられるのかなど、市が補助することの必要性をゼロベースから検証すべきであることから

- ・ 公益性があり、本当に市が補助しなければならないものか。

ウ 補助の公平性

長期化・既得権化になっている補助金や特定の団体に対して高額になっている補助金があることから

- ・ 補助事業者および補助金額などは、公平に決められているか。

エ 補助事業者の自主性

補助事業者は補助金への依存心を強め、自らの手で運営を行う姿勢が希薄になることから

- ・ 補助事業者は自立する目標年次などを設け、自主自立に向け努力しているか。

オ 補助の透明性

補助金の執行について広く市民にも公表すべきであることから

- ・ 市のホームページにおいて、実績報告書などを公表しているか。

カ 補助の有効性

最少の経費で最大の効果をあげるために、補助金によることがその事業の目的達成のため最も有効でなければならないことから

- ・ 委託や負担金などではなく、補助によることが施策目的の実現に最適であるか。
- ・ 補助金額に見合う費用対効果をあげているか。

(2) 見直しの具体的な手法

ア チェックシートの作成の義務付け

補助金のチェック体制を強化するため、補助の公益性や費用対効果など様々な観点からチェックするシート（別添様式）を作成すること。

イ 補助割合および補助対象経費の適正化

補助割合は、補助対象経費の2分の1を上限とすること。

ただし、国・道等の制度によって補助割合が定められているもの、あるいは、特に市長が認めるものは除くものとする。

次に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。

- ・ 懇親会および飲食にかかる経費

- ・ 交際費，慶弔費
- ・ 慰安的な旅行に要する経費
- ・ 入場料など受益者負担で賄うべき経費
- ・ その他，補助することが適当でないと認められる経費

ウ 終期の設定

長期化・既得権化しているものや補助を開始した当時の事業としての必要性が薄れてきているものなどは，原則として終期を定め，期限到達時にはゼロベースから見直しをすること。

エ 要綱等の整備

補助金の交付に対して積算基準などが無いものについては，全ての補助金が公平・公正になるよう要綱等を整備すること。

オ 情報公開の徹底

補助金の執行状況等の透明性を図るため，市ホームページにおいて，実績報告書やチェックシートを公表すること。

4 第三者委員会の設置

市の財政状況が深刻化するなかで，財政運営に対する市民の意識も高まってきており，補助の執行にあたっては，市民に対して費用対効果など十分な説明責任を果たす必要があることから，客観的に判断できる要綱など原理原則を定めるとともに，チェックシートを活用した内部によるチェック体制の強化を図るものである。

しかし，内部のみならず外部の視点による補助金の交付に対する評価や意見を踏まえながら，今後の方向性を明らかにし，効果的・効率的かつ適正な執行がされるよう不断の見直しを進めていくため「第三者委員会」を設置するものである。

次のいずれかに該当する場合は，第三者委員会の評価を受けるものとする。

- ・ 5年以上見直しが認められない事業
- ・ 補助割合が2分の1を超える事業
- ・ その他，市として第三者委員会に評価を求める事業

補助金・交付金チェックシート (No.1)

補助金名 (交付金名)		開始 年度	年度
----------------	--	----------	----

団体名	
-----	--

助成の根拠既定等 (条例・規則・要綱等)	
-------------------------	--

○補助事業の内容および目的・効果

内 容	
目 的 ・ 効果	(目 的)
	(効 果)

○補助事業の収支状況

(単位：千円)

	年 度	助 成 金		事業収入	会 費	繰越金		計
		市	その他					
収 入	21							0
	22							0
	23							0
	24							0
	25							0
支 出	年 度	人件費	事務費	事業費	上部団体 負担金等			計
	21							0
	22							0
	23							0
	24							0
	25							0

補助金・交付金チェックシート (No.2)

補助金名 (交付金名)	
----------------	--

○基本的視点の再チェック

基本的視点		適	不適	説明
1	公益性 (明確な公益性があるか) ①広く市民生活の向上に貢献する事業 ②市民ニーズが高い事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	必要性 (補助しなければならない事業であるか)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	自主性 (自主自立に向け努力しているか)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4	有効性 (他の手法ではなく補助することが、施策目的実現に最適か)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※適・不適であっても、説明欄は必ず記載してください。

○財政的視点のチェック

財政的視点		不適	不適の場合の理由と今後の対応について
1	積算内訳は、前年踏襲となっていないか	<input type="checkbox"/>	
2	補助金等の使途は適切である	<input type="checkbox"/>	
3	積算基準は定められている	<input type="checkbox"/>	
4	補助割合は、補助対象経費の1/2以内である	<input type="checkbox"/>	
5	前年度繰越金は生じていないか	<input type="checkbox"/>	
6	自主財源の確保に努めている (最低でも前年度の収入を確保しているか)	<input type="checkbox"/>	
7	経常経費の節減に努めているか	<input type="checkbox"/>	

※不適の場合は、説明欄に必ず記載してください。

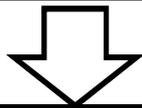
補助金・交付金チェックシート (No.3)

補助金名 (交付金名)	
----------------	--

○補助効果の検証

(効果測定方法, 具体的な数値等)
(達成状況)

※継続事業は, 直近の実績 新規事業は, 効果のみ記載してください。



(評 価)	(理 由)
十分効果をあげている <input type="checkbox"/>	
一定の効果をあげている <input type="checkbox"/>	
効果が疑問である <input type="checkbox"/>	
その他 <input type="checkbox"/>	

○今後の方向性

<input type="checkbox"/> 現行のまま補助を継続	→ (見直しの内容)
<input type="checkbox"/> 見直したうえで補助を継続	
<input type="checkbox"/> 廃止	
<input type="checkbox"/> その他	
(廃止の理由)	(見直しの時期)
(廃止の時期)	(その他の内容)

○終期の設定

終期設定	<input type="checkbox"/> 終期到来により廃止	次回チェック年度(予定)
平成 年度	<input type="checkbox"/> 終期到来時に再検討	平成 年度